入 札 説 明 書

令和８年１月21日さいたま市告示第62号により公告した「さいたま市市税等徴収金収納業務」の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）及び関係書類等を熟知のうえ、参加してください。

１　件名　さいたま市市税等徴収金収納業務

２　競争入札参加資格確認申請に関する事項

　⑴　提出方法

埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により、競争入札参加資格確認申請時に競争入札参加資格兼資格確認申請書を添付して提出してください。入札参加資格確認のための必要書類については、別途、提出期間内に持参、郵送又は電子メールにて提出してください。

なお、電子入札システムを利用できない場合は、紙入札参加承認申請書とともに、持参、郵送又は電子メールにて提出してください。

　⑵　提出書類

　　ア　競争入札参加資格申込兼資格確認申請書（原則、電子入札システムにより提出）

　　イ　さいたま市告示第62号２競争入札参加資格に関する事項⑷及び⑸の資格を有することを証する書面の写し

　　ウ　紙入札参加承認申請書（電子入札システムを利用できない場合のみ提出）

　⑶　任意提出の書類

　　ア　入札保証金免除申請書

　　イ　110円切手を貼付した返信用封筒（競争入札参加資格確認結果通知書について郵送による交付を希望する場合）

　⑷　提出期間

　　ア　電子入札システムにより提出する場合

　　　　公告の日から令和８年２月９日（月）午後５時15分まで

　　イ　紙により提出する場合

　　　　公告の日から令和８年２月９日（月）午後５時15分まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第２号）第１条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前８時30分から午後５時15分まで）なお、郵送の場合は、同日必着とし、郵送後に電話連絡すること。

　⑸　電子入札システム以外の提出先

　　　〒330-9588　さいたま市浦和区常盤６－４－４

　　　さいたま市財政局税務部収納対策課（収納管理係）

　　　電　話 048－829－1167（直通）　ＦＡＸ 048－829－1962

　　　E-mail：[shuuno-taisaku@city.saitama.lg.jp](mailto:shuuno-taisaku@city.saitama.lg.jp)

３　仕様に関する質問方法

⑴　提出方法

　　電子入札システムにより行います。電子入札システムを利用できない場合は、質問書を持参、電子メール又はＦＡＸで提出してください。

⑵　電子入札システム以外の提出先

　　２⑸に同じ

⑶　受付期間

公告の日から令和８年２月２日(月)午後５時15分まで

⑷　回答方法

令和８年２月10日（火）までに、全者に電子メールにて送付します。

４　入札保証金に関する事項

⑴　入札保証金の納付期限　令和８年２月25日（水）

⑵　入札保証金の納付場所　さいたま市の指定する金融機関

⑶　その他　　　入札保証金の納付を要するとされた者は、本市が交付した納付書により、見積もった金額の100分の５以上を入札日までに納付した上で、納付書兼領収書の写し（本市の指定金融機関の領収印があるものに限る。）を入札書とともに同一の封筒に入れ、入札してください。

５　入札保証金の納付免除に関する事項

⑴　競争入札に参加しようとする者が、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付免除となります。

ア　過去２年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者。

イ　保険会社との間にさいたま市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

⑵　入札保証金の納付免除を申請する場合は、令和８年２月16日（水）までに、入札保証金免除申請書に次の書類を添付して提出してください。

ア　⑴のアに該当する場合

令和５年４月１日以降に履行が完了した国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約書の写し及び履行を証明する書類の写し（２件分）

イ　⑴のイに該当する場合

入札保証保険証券の原本

　⑶　提出先

　　２⑸に同じ。

６　入札及び開札に関する事項

⑴　入札方法

　ア　電子入札システムから入札金額を記録してください。やむを得ない事情により電子入札システムが使用できず、紙による入札を実施する場合は、事前に「紙入札参加承認申請書」を提出してください。

　イ　紙による入札の場合は、市指定の入札書をもって行い、表に「さいたま市長」、「件名」、「開札日時」及び「入札参加者名」を書いた封筒に入札書を入れて提出してください。代理人が持参により入札書を提出する場合においては、委任状を提出してください。なお、郵便による入札を行う場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書きの上、必ず郵便書留にて送付してください。

　ウ　入札は総価で行います。

⑵　落札者の決定方法

予定価格の110分の100の価格の範囲内で入札を行った者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

⑶　最低制限価格

設定します。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できません。

⑷　再度入札の実施

初度入札において落札者がいない場合は、令和８年３月３日（火）午後２時に、再度入札を行います。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とします。ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができません。再度入札は１回とします。また、再度入札の到達期限までに入札書の提出がない場合は、辞退として取り扱うものとします。

⑸　開札時の入札参加者立ち会いは不要です。

⑹　開札結果

　　落札者の決定については、開札日に電子入札システムにおいて通知します。なお、電子入札システムを利用できない場合は、個別に通知します。また、開札結果については、後日、入札情報公開システムに掲載します。

７　その他必要な事項

⑴　契約手続等

ア　契約予定日

令和８年３月４日（水）

イ　契約書に記載する金額等

契約金額は、落札決定した価格の入札見積内訳書の項目による単価によるものとします。（詳細については、落札者決定後、当該落札者と協議することとします。）

⑵　電子入札システムにおける会社名や代表者の変更等の取り扱い

　会社名や代表者の変更等により電子証明書の情報の変更（再取得）が間に合わない場合等、競争入札参加資格者名簿の登録内容と電子証明書の情報が相違となる場合は、紙による入札を実施してください。

⑶　地方自治法第234条の３に基づく、長期継続契約により契約を締結します。従って、当該契約を締結した会計年度の翌年度以降のさいたま市歳出予算における当該契約金額に基づく予算措置がなされない場合は、本契約を変更又は解除する場合があります。

⑷　本契約の効果は、令和８年度予算の成立を要件とします。